

町長コラム

海田町長
西田 祐三

町制施行60周年

海田町は、昭和31年（1956年）9月30日海田市町と東海田町が合併し、今年で60周年となります。

合併当時は、11,377人であった人口は、今年の7月末時点で29,410人になり、倍以上の人口となりました。

また、町内の町並みも広報かいた5月号から最終ページで「心の風景私の海田町」変わり続けるまち、つながる思い」として昔の写真と現在の写真を比較し特集記事を掲載しておりますが、時代とともに大きく変化しています。

そのような変化の中でも、西国街道・旧千葉家住宅などの古い町並みや、神社仏閣の伝統的な行事や祭りなどの文化は海田町の魅力としても受け継がれています。

海田町では、日本人初のオリンピック金メダリスト織田幹雄さんをはじめとしてプロ野球選手など、数多くのアスリート輩出しています。この先輩方に続き、4年後の東京オリンピックを含め、海田っ子の活躍が見られることを期待しています。

海田町町制施行60周年を迎えるにあたり、広報かいた8月号でもご紹介しておりますが、60周年という節目の年をこれまでの歩みを見つめ直し、さらなる発展へのスタートの年と位置づけ、郷土への愛着を深め、海田町民であることへの誇りの醸成を図るため、町民、事業者、行政、各種団体などと協働での記念事業として、「ほつぷ・すてつぷ・未来へジャンプ」というイベントを開催します。

今年、多くの皆さんに参加していただきたいと考えております。今年は、先人の功績を継承するとともにその知恵を生かしながら、「今がチャンス・夢にチャレンジ・実りにチャレンジ」の精神で日々の業務に取り組んでおります。これからも住民の皆さんとともに海田町をさらに大きく発展させていくよう頑張っております。



まちの話題



▲▼講師の指導を受ける参加者の皆さん



めざせ 新記録更新！

織田幹雄金メダルの日記念事業 ジャンプ&ラン大会

先月7日、海田小学校で「織田幹雄金メダルの日記念事業 ジャンプ&ラン大会」が開催されました。

今回は、広島陸上競技協会 副会長 東川安雄さんと広島大学陸上競技部の皆さんを講師に迎え、短距離走と走り幅跳びのグループに分かれて指導を受けました。

参加者の皆さんは指導を熱心に聞き、アドバイスを実践。実際に記録が伸びる人、手ごたえを感じる人、試行錯誤しながら取り組む人などさまざまでしたが、大会終了後には皆さんやりきった表情を見せていました。

また、当日は織田幹雄さんのご子息である正雄さんと和雄さんも大会に訪れ、第二の織田さんをめざして練習に励む参加者を見守りました。



▲▲▼アドバイスを実践して記録更新をめざしました。



織田幹雄さんの偉業を継承するため、町ではオリンピック・アムステルダム大会で金メダルを獲得した記念日である先月2日に、ご自身の書「より速く より高く より強く」がプリントされた織田幹雄ポロシャツを着用して執務しました。今後は、金メダルを獲得した記録15m21cmにちなみ、毎月15日と21日とイベント時に着用します。



昔の夏の暮らしを体験

ふるさと館主催講座「むかしのおうち探検隊～夏の暮らし編」

8月2日蟬時雨の中、「旧千葉家住宅座敷棟」で、小学生を対象に「むかしの夏の暮らし」を体験する講座が開催されました。

暑い日でしたが、打ち水や蚊帳を体験したりと、五感で涼しさを味わいました。My うちわも作って、素敵な夏の思い出ができました。



「就活塾の強引な勧誘に気をつけよう！」

（広島県生活センター発行「くらしのフレッシュ便・通号191号」より転載）

■相談内容■

友人に、就職活動に役立つと言われ、カフェで塾の人から話を聞いた。再度友人に誘われ、今度は朝から事務所のような部屋に連れて行かれた。そこには20人くらい人が集まっていた。塾の人もいた。そこで塾の人に人間育成講座の契約をしなければならぬと言われたが、そもそも友人からその部屋に行く目的も聞いていなかったし、高額なコースばかりで契約できない。家族に相談すると言っても、言えば反対されるからと相手にされなかった。部屋の20人はほとんど契約をしているようで、このままでは帰れないと思い、50万円のコースを契約することにした。銀行でカードローンの申し込みをしてお金を借りようと言われた。その際、正社員で年収300万円と申告するよう指示された。友人とカードローンですぐにお金を借りて支払い、帰宅したら夜になっていた。契約後、講義を1回受けた。親や人に言うなと言われていたので1人で悩んでいたが、今からでも解約はできるか。

■アドバイス■

販売目的を明確に告げずに営業所などに呼び出す商法（いわゆるアポイントメントセールス）は、特定商取引法で規制されています。また、長時間の勧誘をしたこと、親に内緒と言った問題の発覚を遅らせ、誰にも相談せずに契約を決めたことなど契約までのいきさつに多くの問題点があったため、契約書を持って改めて相談に来ていただきました。契約書を見ると起業家育成講座であり業者に電話をしたところ、上司から電話をさせると言われましたが当てにはならないので、クリーニング・オフの適用除外の記載はありませんでしたが、まずはクリーニング・オフの通知をしました。

就活に不安を抱く学生は少なくありません。最近では、SNSで知り合った人から勧誘されて、就職に役立つセミナーを強引に契約させられたという相談も寄せられています。契約するつもりがないのに営業所などで執拗に勧誘されたら「契約しない」「帰りたい」とはっきり告げることが大切です。断りきれずに契約してしまうと、クリーニング・オフや契約の取消ができる場合があるので、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

■相談窓口■

海田町消費生活相談コーナー ☎823-9219

受付 ◆月～金曜日9時～17時（祝日を除く）
木曜日は、消費生活相談員がいます。

場所 ◆役場2階生活安全課

広島県生活センター ☎223-6111

受付 ◆月～金曜日9時～17時（祝日を除く）
場所 ◆広島市中区基町10-52（県庁農林庁舎1階）